

議案目次

一、共済會構成の件	一頁
二、労働フローカー撲滅の件	二頁
三、解雇退職手当制定要求の件	三頁
四、人事相談部設置の件	五頁
五、教育部確立の件	六頁
六、全國協議會開催の件	七頁
七、組合アパート建設要綱の件	八頁
八、規約改正の件	十頁

一 共済會構成の件

提出 梅田支部

主文

我が大阪硝子工組合は相互扶助の精神に基き速かに共済會を構成すべし。

理由

相互扶助は人類生活の精華であり、また以て新社会建設の重任を肩負ふ労働組合運動の主要任務である。我が総聯合の綱領第三項に於て「我等は相互扶助の信義を確立し去々」と規定されてゐるのも宜なるかなである。もと／＼労働組合はその發達の初期に於ては若しく相互扶助的、共済的性質を帯つたものであつた。例へば英國、独逸の労働組合の濫觴である徒勞組合に於ては、現存の労働組合の如き労働條件改善の目的は持たずとも、病氣に罹つた同志を救済して病院へ入れ死者の爲めには嚴かな葬式を営み、或は修業の旅に上る徒勞に対しては贈物をして、その行を盛んにしたものである。各団の労働連合の多くはこの相互扶助共済施設等に於て健全なる發達を見つゝあるが、日本に於ては労働運動の發達遅く、無政府主義、共產主義、サンジカリズム等々の思想一時に輸入された、労働組合も夏草の泥乱せる思想に禍されて、只思想演習を事とするの弊に墮し、かゝる建設的な地味な事業は闕却され果つたのは遺憾千万であつた。

我々は綱領第三の精神を体し組合員相互間に於て、共に喜び共に悲しみ、相寄り相扶けて秋草の、この強固なる結末を更に専義ありしむるべく速に共済會を構成すべきである。

共済事項